

社会福祉法人檸檬会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営
- (ハ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ニ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ホ) 児童厚生施設の経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 幼保連携型認定こども園の経営
- (チ) 小規模保育事業の経営
- (リ) 障害児通所支援事業の経営
- (ヌ) 病児保育事業の経営
- (ル) 指定障害児相談支援事業の経営
- (ヲ) 指定特定相談支援事業の経営
- (ワ) 乳児等通園支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人檸檬会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の児童及び高齢者・障害者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉・教育サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を和歌山県紀の川市古和田240番に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員1名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 13 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上7名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 前項の副理事長をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事会において別に定めるところにより理事長又は副理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事

長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 和歌山県紀の川市古和田字落合 2 4 1 番地 2、2 4 0 番地、2 3 8 番地 2、2 3 9 番地 2 所在の木造スレート葺 平家建 家屋番号 2 4 1 番地 2 れもん保育園園舎 1 棟（3 5 4. 1 1 平方メートル）
- (2) 和歌山県紀の川市古和田字落合 2 4 0 番地、2 2 7 番地所在の木造スレートぶき 平屋建 家屋番号 2 4 0 番 れもん保育園園舎 1 棟（2 6 4. 9 9 平方メートル）
- (3) 和歌山県紀の川市古和田字落合 2 4 0 番 1 所在のれもん保育園敷地（2 5 9 4. 8 8 平方メートル）
- (4) 和歌山県紀の川市古和田字落合 2 4 0 番 2 所在のれもん保育園敷地（2 1 平方メートル）
- (5) 埼玉県坂戸市大字善能寺字北野 4 3 番地 1 5、4 3 番地 1 6、4 3 番地 1 8、4 3 番地 2 5、4 3 番地 2 6 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 家屋番号 4 3 番 1 5 レイモンド坂戸保育園園舎 1

棟 1階（366.52平方メートル）、2階（264.84平方メートル）

（6）滋賀県彦根市大藪町字寺地2655番地所在の木造セメントかわらぶき 2階建 家屋番号2655番 レイモンド大藪保育園園舎1棟 1階（380.57平方メートル）、2階（346.50平方メートル）

（7）滋賀県長浜市南小足町字宮田324番地3所在の鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 平屋建 家屋番号324番3 レイモンド長浜保育園園舎1棟（600.73平方メートル）

（8）愛知県尾張旭市庄中町一丁目2番地8所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建 家屋番号2番8 レイモンド庄中保育園園舎1棟（838.16平方メートル）

（9）京都府向日市森本町石田13番地3所在の鉄骨造陸屋根 2階建 家屋番号13番3の3 レイモンド向日保育園園舎1棟 1階（1069.76平方メートル）、2階（129.41平方メートル）

（10）滋賀県大津市大江四丁目字茶屋1046番地、1045番地1所在の鉄骨造陸屋根 2階建 家屋番号1046番 レイモンド瀬田保育園園舎1棟 1階（330.74平方メートル）、2階（284.10平方メートル）

（11）埼玉県三郷市半田字五反田299番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 平屋建 家屋番号299番1 レイモンド新三郷保育園園舎1棟（591.26平方メートル）

（12）埼玉県三郷市戸ヶ崎字大道西2400番地1、2399番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 平屋建 家屋番号2400番1 レイモンド戸ヶ崎保育園園舎1棟（675.72平方メートル）

（13）東京都足立区花畑三丁目42番地3所在の木造陸屋根 2階建 家屋番号42番3 レイモンド花畑保育園園舎1棟 1階（495.93平方メートル）、2階（479.57平方メートル）

（14）和歌山県紀の川市古和田字落合238番地1所在の鉄骨造陸屋根 2階建 家屋番号238番1 レイモンドこども園園舎1棟 1階（745.49平方メートル）、2階（14.90平方メートル）

（15）滋賀県長浜市高橋町字東畑84番地、83番地2、79番地、78番地、73番地1、68番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平屋建 家屋番号84番 レイモンド長浜南こども園園舎1棟 1階（857.34平方メートル）

（16）大阪府大阪市西淀川区大野三丁目249番地1所在の鉄骨造陸屋根 3階建 家屋番号249番1 レイモンド西淀保育園園舎1棟 1階（298.69平方メートル）、2階（321.66平方メートル）、3階（56.15平方メートル）

（17）東京都台東区鳥越二丁目1番地2所在の鉄骨造陸屋根 3階建 家屋番号1番2の1 レイモンド鳥越保育園園舎1棟 1階（160.88平方メートル）、2階（212.42平方メートル）、3階（212.42平方メートル）

（18）神奈川県川崎市中原区木月住吉町2001番地1所在の鉄骨造陸屋根 3階建 家屋番号2001番1 レイモンド元住吉保育園園舎1棟 1階（132.63平方メートル）、2階（189.28平方メートル）、3階（190.14平方メートル）

（19）東京都杉並区下高井戸三丁目656番地1、521番地12所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建 家屋番号656番1 レイモンド下高井戸保育園園舎1棟 1階（278.22平方メートル）、2階（267.91平方メートル）

（20）神奈川県川崎市中原区井田杉山町532番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建 家屋番号532番3 レイモンド中原保育園園舎1棟 1階（465.40平方メートル）、2階（14.0

4平方メートル)

(21) 滋賀県草津市東矢倉一丁目字三丁坊80番地1、81番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建 家屋番号80番1 レイモンド東矢倉保育園園舎1棟 1階(335.91平方メートル)、2階(295.02平方メートル)

(22) 滋賀県大津市大萱四丁目字草川2841番地1、2841番地3、滋賀県大津市大萱四丁目田菰2818番地1、2818番地9所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 家屋番号2841番1 レイモンド大萱保育園園舎一棟 1階(230.80平方メートル)、2階(329.65平方メートル)

(23) 和歌山県紀の川市桃山町元字加和918番3所在のレイモンドハウスI敷地(546.59平方メートル)

(24) 和歌山県紀の川市桃山町元字加和918番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 家屋番号918番3の2 レイモンドハウスI一棟 1階(99.37平方メートル)、2階(99.37平方メートル)

(25) 奈良県生駒郡三郷町勢野北五丁目10番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 家屋番号10番1 レイモンドヒルズ保育園園舎一棟 1階(465.89平方メートル)

(26) 和歌山県紀の川市東国分字梨ノ木475番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板陸屋根2階建 家屋番号475番1 レイモンドマーケット一棟 1階(973.24平方メートル)、2階(121.20平方メートル)

(27) 奈良県生駒郡三郷町立野北三丁目729番地3、717番地、738番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 家屋番号729番3 5号館一棟内 1階(183.93平方メートル)

(28) 滋賀県甲賀市甲南町野尻字上出1604番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 家屋番号1604番1 レイモンド甲賀こども園園舎一棟(1203.14平方メートル)

(29) 奈良県生駒郡平群町西宮一丁目470番地1、482番地、483番地1、636番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 家屋番号470番1 レイモンド平群こども園園舎一棟(769.50平方メートル)

(30) 奈良県生駒郡平群町西宮一丁目470番1所在のレイモンド平群こども園敷地(2325.33平方メートル)

(31) 奈良県生駒郡平群町西宮一丁目480番2所在のレイモンド平群こども園敷地(18.81平方メートル)

(32) 奈良県生駒郡平群町西宮一丁目482番所在のレイモンド平群こども園敷地(395.68平方メートル)

(33) 奈良県生駒郡平群町西宮一丁目483番1所在のレイモンド平群こども園敷地(700.76平方メートル)

(34) 奈良県生駒郡平群町西宮一丁目636番所在のレイモンド平群こども園敷地(73.42平方メートル)

(35) 奈良県生駒郡斑鳩町神南二丁目125番地5、802番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 家屋番号125番5 レイモンド斑鳩こども園園舎一棟(988.97平方メートル)

(36) 和歌山県紀の川市桃山町元字加和918番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 家屋番号918番3の3 レイモンドハウスI一棟 1階(99.37平方メートル)、2階(99.37平方

メートル)

(37) 奈良県生駒郡三郷町立野北三丁目729番地3、717番地、738番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 家屋番号 729番3 5号館一棟内 1階(744.87平方メートル)

(38) 奈良県生駒郡三郷町立野北三丁目738番地、708番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 家屋番号 738番 2号館一棟内 3階(864.75平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、和歌山県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、和歌山県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事

会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (イ) 認可外保育施設の経営
- (ロ) 児童クラブ事業の経営
- (ハ) 研修受入事業
- (二) 通信制高等学校教育業務の受託事業
- (ホ) おもちゃ美術館の指定管理事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(余剰金が出た場合の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から余剰金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(イ) 不動産賃貸業

(ロ) 飲食業

(ハ) そうざい製造業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第42条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、和歌山県知事の認可（社会福

祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を和歌山県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人檸檬会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	前田 効多郎
理 事	芝本 和己
〃	高木 幾久子
〃	中井 信子
〃	前田 安津久
〃	山下 大輔
監 事	上野 健
〃	福辺 昌紀

附 則

この定款は平成19年2月14日より施行する。

附 則

1 この定款は平成20年7月4日から施行する。

2 平成20年6月17日付けの定款変更の認可申請に伴い増員された理事1名及び監事1名の任期は、定款第6条の規定に関わらず平成21年3月5日までとする。

附則

この定款は平成21年2月25日より施行する。

附則

この定款は平成21年8月4日より施行する。

附則

この定款は平成22年2月5日より施行する。

附則

この定款は平成22年9月9日より施行する。

附則

この定款は平成23年9月20日より施行する。

附則

この定款は平成24年3月22日より施行する。

附則

この定款は平成24年7月10日より施行する。

附則

この定款は平成25年8月20日より施行する。

附則

この定款は平成26年10月7日より施行する。

附則

この定款は平成27年3月20日より施行する。

附則

この定款は平成27年10月21日より施行する。

附則

この定款は平成28年3月14日より施行する。

附則

この定款は平成28年7月7日より施行する。

附則

この定款は平成29年2月10日より施行する。

附則

この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、変更後の第 6 条の規定は、平成 29 年 3 月 14 日から施行する。

附則

この定款は平成 29 年 10 月 13 日より施行する。

附則

この定款は平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附則

この定款は令和元年 6 月 21 日から施行する。

附則

この定款は令和元年 12 月 1 日から施行する。

附則

この定款は令和 2 年 6 月 25 日から施行する。

附則

この定款は令和 3 年 1 月 15 日から施行する。

附則

この定款は令和 3 年 7 月 15 日から施行する。

附則

この定款は令和 4 年 1 月 17 日から施行する。

附則

この定款は令和 4 年 8 月 17 日から施行する。

附則

この定款は令和 5 年 3 月 13 日から施行する。

附則

この定款は令和 5 年 11 月 6 日から施行する。

附則

この定款は令和 5 年 12 月 26 日から施行する。

附則

この定款は令和6年 9月 3日から施行する。

附則

この定款は令和7年 1月 28日から施行する。

附則

この定款は令和7年 2月 14日から施行する。

附則

この定款は令和8年 6月 8日から施行する。

附則

この定款は令和8年 7月 15日から施行する。